

令和6年度高砂市電気自動車等購入補助金の手続きに関するQ & A(車両)

		Q	A
● 補助対象車両について	Q 1	「令和6年3月2日から令和7年3月1日までに新規登録又は新規検査を行う車両」とはどこで確認しますか？	①自動車検査証の「交付年月日」が令和6年3月2日から令和7年3月1日まで ②「初度登録（検査）年月」が「交付年月日」と同年同月であることで確認します。
	Q 2	新古車は補助金の対象となりますか？	登録（検査）済のため対象となりません。
	Q 3	展示車は補助金の対象となりますか？	未登録（未検査）であれば対象となります。
	Q 4	リースで電気自動車等を利用したいのですが、補助金は交付されますか？	交付されません。
	Q 5	外国産車の電気自動車等の購入でも補助金の対象となりますか？	「一般社団法人次世代自動車振興センター（略称 NeV）」が定める CEV（クリーンエネルギー自動車）であれば、対象となります。
	Q 6	新規に発売される電気自動車等は補助金の対象ですか？	「一般社団法人次世代自動車振興センター（略称 NeV）」が定める CEV（クリーンエネルギー自動車）を製造するメーカーが新規発売する電気自動車等については、市が個別に判断しますので事前にご相談ください。
	Q 7	自動車検査証に記載の「使用の本拠の位置」が市外でも補助金の対象となりますか？	高砂市内に「使用の本拠の位置」がない電気自動車等は対象となりません。
	Q 8	高砂市外に居住しており、高砂市内の事業所に車で通勤しています。補助金は交付されますか？	交付されません。
● 交付申請書について	Q 9	申請書等に記入する電話番号は自宅の電話番号だけで構いませんか？	自宅と携帯電話どちらでも構いませんが、提出書類の内容を確認するため連絡する場合があるので、9時～17時頃に連絡が取れる電話番号をご記入ください。
	Q 10	「交付申請書兼実績報告書」等は、鉛筆や消せるボールペンで記入してもいいですか？	必ず黒色ボールペン（消せないタイプ）でご記入ください。
	Q 11	補助金の申請者と電気自動車等の所有者の氏名や住所が同じでないといけませんか？	補助金の申請者と、電気自動車等の所有者(ローン契約の場合は使用者)は必ず同一の者としてください。
	Q 12	「交付申請書兼実績報告書」等に押印は必要ですか？	「交付申請書兼実績報告書」に押印は不要です。「委任状」のみ署名又は記名押印が必要で、押印する印章はスタンプ（シャチハタ等）以外のものとしてください。
	Q 13	「交付申請書兼実績報告書」等の訂正に修正液や修正テープを使用してもいいですか？	使用しないでください。新たな書類を作成するか、訂正箇所を二重線で見え消しして訂正印を押印してください。
● 交付申請の添付書類について	Q 14	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に高砂市内の事業所の住所が記載されていない場合、高砂市内に事業所があることをどうやって確認しますか？	公共料金の請求書又は領収書、賃貸契約書、官公庁などからの交付文書、会社のパンフレットやホームページなどで確認する必要があるため、名称及び住所が記載されたもののコピーの添付を個別に依頼します。
	Q 15	「交付申請書兼実績報告書」に添付する「住民票（謄本）」や「商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」はコピーでもいいですか？	コピーではなく、原本を添付してください。
	Q 16	「最新の確定申告書のコピー（受付日が確認できるもの）」がありません。提出前の申告書を添付してもいいですか？	確定申告後に「e-Tax」の受付システムから受付結果を印刷してください。詳しくは国税庁HPでご確認ください。
	Q 17	購入した電気自動車等の写真（正面、横、前方斜めから写したもの）はプリンターで印刷したものでいいですか？	カラー印刷で提出可能です（白黒印刷不可）。

● 交付申請書の郵送について	Q18	補助金交付申請書兼実績報告書や添付書類を郵送により提出可能でしょうか。	郵送可能ですが、申請書類に不備がある場合に連絡するための日中に連絡が可能な電話番号を必ずお知らせください。申請書到着後3日間連絡がつかない場合は、郵便料金受取人払いで申請書を返送し不備内容を文書でお伝えします。なお、添付書類が全て揃った時点で申請書を受理しますので、書類不備の場合は受理できません（申請書が提出されていない扱いとなります）。
● 交付申請手続きの委任について	Q19	補助金の手続きの委任において、委任状に 手続代行者の押印は必要ですか？	不要です。ただし、委任者の署名又は記名押印が必要です。
	Q20	「交付決定通知書兼確定通知書」を手続代行者に送付してもらえますか？	手続代行者への送付はできません。申請者本人に送付します。
	Q21	申請の手続代行者が事業者ではなく、第三者の個人に委任できますか？	委任状があれば可能です。ただし、内容等について確認する必要があるため、実情を把握している者に委任してください。
● 補助金の請求について	Q22	「高砂市電気自動車等購入補助金交付請求書」に記載する交付決定番号が分かりません。	高砂市から送付された「交付決定通知書兼確定通知書」に記載している交付決定番号を記載してください。
	Q23	補助金の交付決定を受けた者と振込口座名義人は同じでなくても構いませんか？	補助金の交付決定を受けた者と口座名義人は必ず同じ氏名又は名称にしてください。
	Q24	振込先が確認できる書類とはどのようなものですか？	通帳の表紙と、1～2ページ目のコピーです。
	Q25	通帳がない場合は何を提出すればいいですか？	金融機関名、本支店名、口座番号、口座名義が記載されているページ等のコピー（スクリーンショット可）を添付してください。
● 標準事務処理期間について	Q26	「交付申請書兼実績報告書」を提出してから、補助金の交付決定通知書兼確定通知書が届くまで、どれくらいかかりますか？	「交付申請書兼実績報告書」に不備が無い場合、おおむね2週間で「交付決定通知書兼確定通知書」を送付する予定です。
	Q27	請求書を提出してから、どれくらいで補助金を受け取れますか？	請求書に不備が無い場合、おおむね2～3週間で補助金を振込む予定です。
● 交付申請期限について	Q28	「交付申請書兼実績報告書」を交付申請の期限（令和7年3月31日（月）17時厳守）までに提出したが、書類不備で期限までに受理してもらえなかった場合は、期限を延期して添付書類が揃うまで待ってもらえますか？	既に提出した申請書類に不備があった場合も、申請期限を延期しての受理はできません。
	Q29	郵送で申請を行う場合、期限の当日の消印は有効ですか？	補助金申請の受付は消印日にかかわらず令和7年3月31日（月）の17時必着です。また、申請書類に不備がある場合も、令和7年3月31日（月）の17時までには不備が解消されなければ受理できません。
● 車両の処分	Q30	購入した電気自動車等を売却処分したいのですか、届出は必要ですか？	「高砂市電気自動車等購入助成事業取得財産処分届出書」を提出してください。4年以内に売却・譲渡を行う場合は返還金が生じます。
	Q31	補助金を受け購入した自動車が必要なくなり、譲渡したいのですが、どのような手続きが必要ですか？	
● その他	Q32	先着受付となっていますが、同じ日に複数の申請があり、この日に補助件数の上限を超えた場合はどうなりますか？	上限を超えた日に申請した者で抽選を行い、申請者を決定します。
	Q33	補助金の交付の対象外となる公法人とはどのような法人ですか？	地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、公庫、町内会等があります。